

次の対象区域において，建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので，同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は，京都市都市計画局建築指導部建築指導課において，一般の縦覧に供します。

平成24年9月12日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-002	平成24年 9月5日	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1，21番地の4から21番地の12まで，53番地の1，53番地の4から53番地の7まで，54番地の3から54番地の5まで，54番地の7，54番地の13，54番地の15から54番地の17まで，55番地，55番地の5，55番地の8から55番地の10まで，121番地から124番地まで，131番地から135番地まで，137番地から139番地まで，141番地から148番地まで及び150番地から152番地まで，同区桃山町山ノ下64番地の3，65番地，65番地の4，66番地の5から66番地の7まで，68番地，90番地，93番地の一部，94番地の一部及び95番地の一部並びに同区石田川向54番地の3，55番地の3，55番の6，57番の7から57番地の9まで，70番地，71番地及び74番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)